

東日本大震災に関する決議

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上例をみない規模の大地震で、東日本各地に甚大な被害を与えている。

特に、地震によって発生した大津波が東北地方など太平洋沿岸の市町村に壊滅的ともいえる被害を与え、町自体が壊滅した地域もある。死者・行方不明者は2万4千人近くにのぼり被災地では今なお懸命の遺体収容作業が続けられている。

家屋の倒壊・流失、道路・鉄道・港湾設備等の損壊など、被災状況は我々の想定をはるかに超え、また、電気、ガス、水道などのライフラインは寸断され、今なお復旧の目途がたっていない地域もあり、さらには生活物資の不足など、市民生活への不安は頂点に達している。また、4月7日の震度6強の最大余震をはじめ余震が頻発しており、地域住民の肉体的・精神的疲労は極限に近づいている。

今回の大震災による被害は、各自治体レベルで対応できる災害規模をはるかに超えた、まさに未曾有の大災害となっている。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、地域住民の救援と地域社会の復旧・復興に向けて、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 被災者の救援及び生活再建

(1) 応急仮設住宅

高齢者や障害者等に配慮した仮設住宅の整備や民間借り上げ住宅の活用への支援も含め、希望者全員が入居できるように早急にその確保を図ること。また、津波被害地域での用地確保のため、丘陵地等を造成する費用を全額国の負担とすること。

(2) 各種支援等

- ・ 災害救助法に基づく各種支援について、要件を緩和するなど被災者の実質的な救済の拡大を図ること。
- ・ 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額を大幅に引き上げること。
- ・ 被災住民の身体的・精神的な健康の維持及び確保について、医療体制の充実、要介護者支援、感染症予防のための生活環境・衛生対策の支援を行うこと。

(3) 雇用対策等

震災により職や生計の途を失った方の生活再建に向け、復旧・復興事業等での雇用機会の創出に特段の取り組みを行うこと。

2. 宅地・地盤災害

- ・ 地震による大規模な地盤沈下により恒常的に冠水が発生する地域について、土地所有者への補償、整備方針の早期策定、国による買取等を検討すること。
- ・ 丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落や地すべり被害は、宅地所有者個人の資力では対応が不可能なものが多いことから、復旧・再整備のための新たな制度の創設や現行の公共事業の採択要件の大幅な緩和を図るとともに、国において全面的な財政支援を行うこと。
- ・ 住宅の被害を基準として支援を行う現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度を拡充し、宅地被害についても同様に資金的な支援策を講じること。
- ・ 避難所等において土砂災害等の二次災害から守るための安全確保対策を講じること。

3. 災害廃棄物等の処理

- ・ がれきや被災自動車等の災害廃棄物に係る撤去費用は、土地（海、河川、湖沼等を含む）の管理・所有形態にかかわらず、

沿岸部・内陸部を通じて全額国の負担とすること。

- ・ 国において、がれき等の仮置き場の整備について、国有地の提供や技術的な支援を行うとともに、仮置き場の原状回復費用は全額国の負担とすること。
- ・ がれき等の早期処理のため、必要な人員の確保及び法的問題についての対応体制の整備など、総合的な支援を行うこと。

4. 公共、公益施設など生活産業基盤の復旧、再建

- ・ 道路・橋梁・港湾・空港・堤防等の公共土木施設について、早期復旧を図るとともに、電気・ガス・水道等のライフラインや、漁港とその関連施設等について、早期復旧に最大限の支援を行うこと。また、離島地域の産業・生活基盤の早期復旧に向けて、より一層の支援の強化を図ること。
- ・ 小中学校等の文教施設、社会福祉施設及び医療施設について、早期復旧に向けた支援を強力に講じること。その間における仮設校舎等の設置についても同様とすること。
- ・ 災害復旧工事を迅速かつ強力に推進するため、国庫補助率の大幅な引き上げや補助対象経費の拡大、災害査定、補助申請事務の大幅な簡素化を図るとともに、耐震構造の採用についても災害復旧事業の対象とすること。
- ・ 新たな交付金制度の導入など、被災地が実情に応じた迅速で柔軟な災害復旧を行うことのできるよう整備すること。

5. 地域産業の復興に向けた支援

- ・ 津波によって浸水や表土の流失等の被害を受けた農地は、塩害等で相当期間の作付けが不能とされ、また、排水機場や水路等の施設被害も甚大なことから、早期復旧と農業従事者の生活再建に向け、技術的支援も含めた十分な財政支援を行うこと。
- ・ 船舶の確保や漁業資材の購入に対する助成、養殖施設、水産加工施設の早期復旧に向けた助成等、水産業の再建に向けた強力な支援を行うこと。

- ・ 地域の中小企業の支援のため、震災で直接的な被害を受けた事業者だけでなく、地域経済の停滞により間接的な被害を受けている事業者も対象に含め、新たな補助制度の創設や金融・税制上の特別措置を講じるなど、強力な援助を実施すること。
- ・ 被災した商店街をはじめとする商工業施設、観光施設等の早急な復旧が可能となるよう、復旧支援制度の創設や金融支援について十分に配慮すること。

6. 新たなまちづくりに向けた支援

- ・ 被災地域の復旧・復興に向け、国土のグランドデザインと明確なビジョンを示すとともに、地域の実情に応じた柔軟な施策の実施が可能となるよう、十分な規制緩和等の措置を講ずること。また、被災自治体に対し、省庁の枠組みを超えた総合的な財政支援の施策を講じること。
- ・ 東日本大震災復興のための特別措置法策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、実効性のあるものとするとともに、早期の成立に向けて積極的に取り組むこと。
- ・ 被災地域の特性に応じて自治体が策定する復興計画について、計画推進のための支援を適時・適切に行うこと。
- ・ 地方交付税の増額、地方債の発行に対する財政的支援措置とともに、集団移転に対する支援制度の創設や拡充、合併自治体における合併特例債適用期間の延長など、被災地域の実情に応じた各般の財政支援を強力に講じること。

以上決議する。

平成23年6月15日

全国市議会議長会